

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	神本 美恵子 (民主)	那谷屋 正義 (民主)	荻原 健司 (自民)
理事	風間 直樹 (民主)	中谷 智司 (民主)	岸 宏一 (自民)
理事	亀井 亜紀子 (民主)	平山 誠 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	谷 博之 (民主)	藤田 幸久 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	松山 政司 (自民)	松浦 大悟 (民主)	松村 龍二 (自民)
理事	丸山 和也 (自民)	水戸 将史 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	山下 栄一 (公明)	蓮 舫 (民主)	山本 香苗 (公明)
	相原 久美子 (民主)	有村 治子 (自民)	山本 博司 (公明)
	大久保 勉 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	金子 恵美 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	又市 征治 (社民)

(22. 1. 27 現在)

(1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、第173回国会からの継続審査となる平成二十年度決算外2件である。

〔決算の審査〕

平成二十年度決算外2件は、第173回国会の平成21年11月24日に提出され、11月30日、本会議において平成二十年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、審査を継続していた。

今国会においては、平成22年1月27日に菅財務大臣から概要説明を聴取し、2月4日に全般質疑を行った後、省庁別審査計7回を行った。また、2月18日、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構筑波宇宙セン

ター及び独立行政法人国立印刷局滝野川工場の視察を行った。

なお、省庁別審査に先立ち、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、1月22日に鳩山内閣総理大臣から議長に対し文書により報告がなされたことを受け、委員会において、平成19年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、1月27日に菅財務大臣から説明を聴取し、3月29日に集中的な質疑を行っている。

平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
(1) 平成19年度決算検査報告において、依然として会計法令等に違反した不当事項等が数多く見られ、指摘件数967件、指摘金額1,253億6,000万円と件数、金額ともに過	(1) 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、

去最悪となっていることに加え、過去に指摘を受けた不当事項のうち是正措置が未済となっているものが465件、131億8,000円に上っていることは、遺憾である。

政府は、こうした事態を重く受け止め、会計規律の厳正な保持や検査結果を踏まえた事務事業の徹底した見直しによって不当事案の再発防止に努めるとともに、適切な債権管理を行うなど過去に指摘を受けた不当事案の是正に向けて、より厳正に対処すべきである。

各種の会議や研修等を通じて、予算の適正な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制、予算執行の透明性の確保等により、一層の予算の厳正かつ効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。

なお、決算検査報告の指摘事項のうち、予算編成に関連する事項については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を予算に的確に反映するよう取り組んでいるところである。

また、過去に指摘を受けた不当事項の是正については、平成20年1月及び平成21年1月に財務省から各省各庁等に対して、不当事項として指摘された事案について国庫等に早急な返還を求めるなどの適切な対応を要請するとともに、是正処理状況についてホームページ等で公表するよう平成20年11月に通知したところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、過去に指摘を受けた不当事項の是正に向けて努めてまいる所存である。

(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成13年度決算検査報告において低調な利用状況を改善するよう指摘されたにもかかわらず、その後も全般的に利用状況が極めて低調で事業目的が達成されていなかったことは、遺憾である。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種補助金の交付に当たっては、利

(2) テレビ会議装置については、平成20年11月以降は、原則として、地域イントラネット基盤施設整備事業の補助の対象としないこととし、実施マニュアルを改訂しその旨を明記したところである。

また、行政刷新会議「事業仕分け」における議論の結果も踏まえ、平成22年度予算において、地域イントラネット基盤施設整備事業を廃止したところである。

一方、既に整備し運用中のテレビ会議装置については、その利用状況を調査し、利用が低調なものについては、利用計画を策定させ、定期的に利用実績を報告さ

<p>用見込みの調査を厳格に行うとともに、交付後の利用実績を随時把握するなどして、補助金の効果の発現、有効活用が図られるよう努めるべきである。</p>	<p>せる措置を講じたところである。その結果、引き続き利用状況が改善されないような場合については、補助金の返還も含めて厳しく指導・改善を図ってまいり所存である。</p>
<p>(3) 国際機関の信託基金について、国際連合からその閉鎖の照会文書等を受けていたにもかかわらず、これを長期にわたり回答することもなく放置していたり、また、信託基金が閉鎖状態にあることを把握できたにもかかわらずその事実の把握を怠っていたりしたため、我が国が拠出した10基金、計726万米ドルの拠出残余金が有効に活用されない事態となっていたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、このようなずさんな事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の改善など確実な再発防止策を徹底すべきである。</p>	<p>(3) 国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の問題については、外務省において、再発防止のため、拠出残余金を早期に処理する体制を整備したところである。</p> <p>具体的には、「国連の信託基金における拠出残余金の取扱に関するガイドライン」を策定するなどして、拠出残余金が生じた場合には、原則として我が国への返還（国庫返納）を求めることとし、振替を行うのは国際連合からの要請がある場合に限定した。また、国際機関からの照会に対する回答期限、返還事務手続担当課等を定め、公電による報告・指示を徹底するとともに、国庫返納と他基金への振替の双方を年1回国会へ報告することとした。さらに、外務本省の担当課等において拠出後の信託基金の状況を確実に把握するため、定期的に決算状況の確認を行うこととしたほか、拠出残余金額について把握する課を定めて情報を一元的に管理するなどの措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、拠出残余金の適切な管理が行われるよう努めてまいり所存である。</p>
<p>(4) 厚生労働省及び同省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託事業に係る4件の不当事項に関して、委託先である公益法人を始めとする団体226のうち149もの多くの団体で、委託費から、不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用など、不適正な会計経理によって目的外の用途への支出を行っていた事態が多数明らかになったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、このような委託事業に係る不適正経理事案に対して徹底的な再発防止策を</p>	<p>(4) 厚生労働省の委託事業における不適正経理については、平成20年11月に「雇用対策に係る各種委託事業の適正な実施について」等の通知を関係機関に発出し、これに基づき不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用などの再発が今後なきよう、厳格な指導・徹底を行ったところである。</p> <p>また、平成21年6月及び8月に「労働局関連部局の委託事業における不正経理行為に係る再発防止等の取扱について」</p>

<p>講ずることはもとより、委託費の不正な使用等に対する関係職員の処分や加算金の引上げによる懲罰的措置の厳格化を行い、委託費の適正な執行の確保に万全を期すべきである。</p>	<p>等の通知を関係機関に発出し、不正経理に関与した委託先団体の職員の処分等の適切な実施の要請及び加算金の割合を現行の5%から最大20%まで引き上げる措置を講じたところである。</p> <p>多くの団体で不適正経理が行われていたことにかんがみ、各種委託事業について、同様の事態が二度と繰り返されることのないよう、厚生労働副大臣の指示の下、調査チームを設け、厚生労働省職員の関与の有無などの事実関係と再発防止策等について検証し、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、再発防止及び会計法令に基づいた委託費の適正な執行に努めてまいっている所存である。</p>
<p>(5) 厚生年金の標準報酬月額等について、不適正な遡及訂正処理による記録の改ざんが組織的に行われていた疑いのある事例が約6万9,000件もあることが明らかになったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、年金記録をめぐる問題が次々と明らかになる現状を重く受け止め、標準報酬月額等の記録の改ざんが行われた被害者の救済に全力を尽くすとともに、社会保険事務所職員による関与の実態の全容解明に努め、関与が明らかになった職員に対しては刑事告発を含む厳正な処分を行うことにより、公的年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。</p>	<p>(5) 厚生年金記録改ざん問題については、標準報酬月額等の不適正な遡及訂正処理の可能性のある約6万9千件の記録のうち、約2万件の受給者について、平成21年3月末までに戸別訪問を概ね終了した。</p> <p>平成20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については平成21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することなどを通じて、本人に記録を確認していただき、被害者救済を進めている。</p> <p>その際、一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく社会保険事務所において迅速に記録訂正をすることとしている。</p> <p>また、厚生労働大臣の下に年金記録の回復に関する委員会を新たに設けたところであり、標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の問題についても、当該委員会の議論も踏まえ、より迅速な被害者救済の方策について検討を行っている。</p> <p>約2万件の戸別訪問において、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案等につ</p>

いて、順次調査を実施しており、関与が明らかになった職員に対しては、これまでに戒告等の処分を行ったところである。

今後、更に、不適正な遡及訂正処理への職員の関与が明らかになった場合には、厳正に対処し、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

平成二十年度決算審査における質疑の主な項目は、平成20年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額、高度救命処置シュミレータに係る消防庁の不透明な調達、国及び地方自治体における不適正な会計経理、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適正経理、航空自衛隊の調達における官製談合、独立行政法人が締結する契約の実質的な競争性の確保、公益法人における豊富な内部留保などである。

〔国政調査〕

平成22年3月29日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴取し、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件に関し、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成22年1月27日(水) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書
平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書以上3件について菅財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十年度決算外2件に関し、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成十九年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について菅財務大臣から説明を聴いた。

○平成22年2月4日(木) (第2回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十年度決算外2件について鳩山内閣総理大臣、菅国務大臣、原口国務大臣、仙谷国務大臣、前原国土交通大臣、福島内閣府特命担当大臣、中井国務大臣、長妻厚生労働大臣、川端文部科学大臣、岡田外務大臣、北澤防衛大臣、直嶋経済産業大臣、亀井国務大臣、平野内閣官房長官、千葉法務大臣及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳澤光美君(民主)、※那谷屋正義君(民主)、※白眞勲君(民主)、丸山和也君(自民)、※山本順三君(自民)、※岸信夫君(自民)、荒木清寛君(公明)、※浜田昌良君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)
※関連質疑

○平成22年3月29日(月)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十年度決算外2件に関し、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成十九年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について原口総務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、菅国土大臣、平野内閣官房長官、仙谷国土大臣、川端文部科学大臣、長妻厚生労働大臣、北澤防衛大臣、鈴木文部科学副大臣、峰崎財務副大臣、長安国土交通大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、楠田防衛大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長岡崎俊雄君、独立行政法人都市再生機構理事長小川忠男君、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長丸山誠君及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長戸蒨利和君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
金子恵美君(民主)、風間直樹君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、荻原健司君(自民)、山下栄一君(公明)、荒木清寛君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)

○平成22年4月5日(月)(第4回)

- 省庁別審査 —
- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度決算外2件中、皇室費、内閣、

内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について原口国土大臣、川端国土大臣、枝野内閣府特命担当大臣、福島内閣府特命担当大臣、仙谷国土大臣、平野内閣官房長官、亀井国土大臣、松井内閣官房副長官、峰崎財務副大臣、内藤総務副大臣、大塚内閣府副大臣、階総務大臣政務官、長安国土交通大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

- 大久保勉君(民主)、平山誠君(民主)、佐藤正久君(自民)、牧野たかお君(自民)、森まさこ君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、又市征治君(社民)

○平成22年4月12日(月)(第5回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、細川厚生労働副大臣、榛葉防衛副大臣、鈴木文部科学副大臣、長島防衛大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、楠田防衛大臣政務官、西村会計検査院長、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
藤田幸久君(民主)、中村博彦君(自民)、塚田一郎君(自民)、森まさこ君(自民)、佐藤正久君(自民)、山下栄一君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成22年4月19日(月)(第6回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、国土交通省関係について前原国土交通大臣、古川内閣府副大臣、辻元国土交通副大臣、榛葉防衛副大臣、馬淵国土交通副大臣、泉内閣府大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

- 亀井亜紀子君(民主)、水戸将史君(民主)、愛知治郎君(自民)、丸山和也君(自民)、

佐藤正久君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、山下栄一君（公明）、小池晃君（共産）、洲上貞雄君（社民）

○平成22年4月26日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫関係について赤松農林水産大臣、直嶋経済産業大臣、郡司農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、大島内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、松下経済産業副大臣、古川内閣府副大臣、舟山農林水産大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、松浦大悟君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、山田俊男君（自民）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成22年5月10日（月）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫関係について菅財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、峰崎財務副大臣、古川内閣府副大臣、榛葉防衛副大臣、小幡参議院事務総長、西村会計検査院長、会計検査院当局及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、愛知治郎君（自民）、森まさこ君（自民）、山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成22年5月14日（金）（第9回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について千葉法務大臣、中井国家公安委員会委員長、川端文

部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、中川文部科学副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、那谷屋正義君（民主）、秋元司君（自民）、古川俊治君（自民）、森まさこ君（自民）、山下栄一君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成22年5月17日（月）（第10回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、厚生労働省及び環境省関係について小沢環境大臣、長妻厚生労働大臣、大島内閣府副大臣、田島環境副大臣、細川厚生労働副大臣、峰崎財務副大臣、足立厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長戸莉利和君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、風間直樹君（民主）、愛知治郎君（自民）、森まさこ君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下栄一君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）